

「指定短期入所生活介護及び指定介護予防 短期入所生活介護」利用契約書

(以下「契約者」という。)と社会福祉法人ま心苑会(以下「事業者」という。)は、契約者がま心苑ショートステイ(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス等(以下「短期入所生活介護サービス等」という。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総 則

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービス等を提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービス等の内容、利用期間、費用等の事項(以下「短期入所生活介護等計画」という。)は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

(契約期間)

- 第2条 本契約の有効期限は、契約締結の日から6ヶ月間とします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約の申し入れがない場合には、本契約は更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了日の2日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合には契約は更新されたものとします。

(短期入所生活介護計画の決定・更新)

- 第3条 事業者は、契約書に係る居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに添って契約者の短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画(以下「短期入所生活介護計画」という。)を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画(ケアプラン)作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとします。
- 4 事業所は、契約書に係る居宅サービス計画及び介護予防サービス支援計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必

要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護等計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護等計画を変更するものとします。

5 事業者は、短期入所生活介護等計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排泄食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービス等を提供するものとします。

2 前項の他、事業者は入退所以外の送迎等のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。食事、居住費、他の費用の額は「重要事項説明書」にて説明することとします。

4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかり易く説明するものとします。

(契約期間と利用期間)

第6条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービス等を実施する期間をいいます。

(運営規程の遵守)

第7条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に不随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

3 契約者は、前項の変更不同意である場合には、本契約を解約することができます。

第二章 サービス利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第8条 契約者は、要介護度に応じて第2条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（「介護保険負担割合証」に記載された負担割合）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は利用期間中の食費及び居住費と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
食費、居住費については、介護保険負担限度額に応じ、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。
- 4 契約者は第3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月の26日までに事務所が、所定する方法で支払うものとします。

(利用の中止・変更・追加)

- 第9条 契約者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービス等の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者は、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定まる所定の取消料を事業者にお支払いただく場合があります。但し契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
 - 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
 - 4 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
 - 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに関する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
 - 6 第4項により契約者がサービスと中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、必要な援助を行うものとします。

(利用料金の変更)

- 第10条 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
 - 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
 - 5 前3項、前4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。
 - 6 契約者は、前項の変更不同意である場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第11条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うものとします。
 - 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 5 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービス等の提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
 - 6 事業者はサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとします。

(守秘義務等)

- 第12条 事業者及びサービス従事者また職員は、短期入所生活介護サービス等を提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 前2項に拘らず、契約者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者又は契約書の家族等の個人情報を用いることもあります。

第四章 契約者の義務

(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 第13条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者はサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立入、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 契約者は事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者等の協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(契約者の禁止行為)

- 第14条 契約者は、事業所内で、次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- ニ サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 三 その他決められた以外の物の持ち込み（現金、飲食物、貴金属、刃物類等）

第五章 代理人及び連帯保証人

（代理人）

第15条 事業者は、契約者に対して代理人を定めるものとします。

但し、代理人を定めることができないやむを得ない理由であって、事業者がそれを認める場合及び、法定後見人等がすでに選任されている場合にはその限りではありません。

- 2 契約者に判断能力がない場合に、事業所は必要に応じて代理人へ生活上の意思決定の判断を確認します
- 3 代理人は、本契約に関する契約者の事業者に対する債務等について、契約者と連帯して負担するものとします。
- 4 代理人は、本契約終了後の契約者の身柄の引取り及び第25条から第26条に基づき金品及び残置物の引取りを行います。

（連帯保証人）

第16条 事業所は、契約者に対して代理人とは別に連帯保証人1名を定めるものとします。施設利用料金について支払いが滞る場合に連帯保証人へご負担を依頼します。但し、連帯保証人を定めることができない相当の理由であって、事業者がそれを認める場合にはその限りではありません。

- 2 連帯保証人は、契約者が事業者に対して負担する第8条に定める利用料金、第18条に定める損害賠償、第26条に定める残置物の処分に要する費用の支払いについて契約者と連携して保証するものとします。
- 3 前項の連帯保証債務により連帯保証人が負う極度額は50万円を限度とします。
- 4 代理人または連帯保証人が負担する債務の元本は、本契約終了時に確定するものとします。
- 5 事業者は、連帯保証人から請求があったときは、連帯保証人に対し、すみやかに利用料金等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、本契約上全ての債務の額等に関する情報を提供します。

（身元保証人及び連帯保証人の変更）

第17条 契約者は、代理人又は連帯保証人が死亡もしくはその資格を紛失したときは、その旨を直ちに事業者へ通知し、第15条から第16条に基づき新たに代理人または連帯保証人を定めます。

第六章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第18条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は重大な過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状

況を斟酌して、相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第19条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第20条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払を請求できるものとします。

第七章 契約の終了

(契約終了の事由・契約終了に伴う援助)

第21条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判断された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第22条から第24条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約等)

第22条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前（※最大7日）までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解散するものとします。

- 一 第7条第3項、第10条第3項により本契約を解散する場合
- 二 契約者が入院した場合
- 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第23条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービス等を実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第24条 事業者が、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(精 算)

第25条 第21条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担している時は、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

(残置物の引き取り等)

第26条 事業者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く。）がある場合には、代理人にその旨連絡するものとします。

- 2 代理人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、代理人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡をするものとします。
- 3 事業者は、前項但書の場合を除いて、代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を代理人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は代理人の負担とします。

第八章 その他

(契約当事者の代理人)

第27条 事業者は、契約者の家族等を含む第三者を契約代理人とすることに同意します。

(苦情処理)

第28条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切な対応するものとします。

(協議事項)

第29条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業所所在地 八代市敷川内町2251番地の1

事業所名 ま心苑ショートステイ

代表者名 施設長 山本 啓宏 印

契約者

住 所
氏 名 印

代理人
(兼 連帯保証人)

住 所
氏 名 印

連帯保証人

※代理人と同一の場合は、住所は同上と記載のうえ、署名、捺印して下さい

住 所
氏 名 印